

# 足立区バスケットボール連盟規約

## 第一章 総則

### 第一条 (名称)

本連盟の名称は、『足立区バスケットボール連盟 (FABA)』とする。

### 第二条 (事務局)

本連盟の事務局を事務局長宅に置く。

## 第二章 目的及び事業

### 第三条 (目的)

本連盟はバスケットボールを通じて、会員相互の親睦を図るとともに体位、精神の向上、及びスポーツの発展と併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

### 第四条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 一、 都民体育大会足立区予選会 (一般男女)
- 二、 東京都青年大会足立区予選会 (一般男女)
- 三、 審判講習会
- 四、 足立区民大会 (一般男女・中学生男女)
- 五、 ジュニアスポーツ大会ミニバスケットボール競技 (小学生男女)
- 六、 渋谷杯バスケットボール大会
- 七、 高校生バスケットボール大会 (高校生男女)
- 八、 日本リーグ足立区大会 (JBL・WJBL)
- 九、 ミニバスケットボール大会新人戦 (小学生男女)
- 十、 その他目的を達成する為に必要な事業

## 第三章 会員

### 第五条 (会員の資格)

本連盟の会員は、足立区在住・在勤・在学者で構成される団体であることとする。

### 第六条 (加盟)

本連盟の加盟については、所定の加盟申込書を提出し、加盟費を納入することによって認められる。

### 第七条 (加盟費)

本連盟の加盟費は年額とし、金額については理事会にて定める。

### 第八条 (脱会)

- ・ 会員が、次の各号の一に該当するときには、理事会にて理事の現在数の三分の二以上の議決により会長がこれを脱会又は除名させることができる。
- 一、 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- 二、 加盟費を納入しなかったとき。
- 三、 署名をもって大会の意思表示のあったとき。

#### 第四章 役員

##### 第九条

(役員)

・ 本連盟は、次の役員を置く。

- 一、 会長・・・・・・・・・・・・・・・・一名
- 二、 副会長・・・・・・・・・・・・・若千名
- 三、 理事長・・・・・・・・・・・・・一名
- 四、 副理事長・・・・・・・・・・・・・若千名
- 五、 各委員会委員長・・・・・・・・一名
- 六、 各委員会副委員長・・・・・・・・若千名
- 七、 各委員会委員・・・・・・・・・・若千名
- 八、 会計及び会計監査・・・・・・・・若千名
- 九、 事務局長・・・・・・・・・・・・・一名
- 十、 顧問・常任相談役・相談役・参与・・・・若千名

役員のうち会長、副会長、常任相談役、理事長、副理事長、各委員会委員長、各委員会副委員長、会計、事務局長と、各委員会の委員で理事会での指名のあった者を理事とする。

##### 第十条

(役員選出)

- ・ 役員のうち会長、副会長、常任相談役、理事長を常任理事とする。
- ・ 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会にて推薦、総会にて承認される。
- ・ 各委員会委員長、副委員長は各委員会にて推薦され、理事会にて承認される。
- ・ 会計は、理事会にて推薦承認される。
- ・ 会計監査は理事会にて推薦され、総会にて承認される。
- ・ 事務局長は、理事会にて推薦承認される。
- ・ 常任相談役は、連盟発展の為尽くした者、又は有職者を理事会にて推薦承認される。
- ・ 顧問、相談役、参与は、会長またはそれに準ずる連盟発展の為に貢献した者を、理事会にて推薦承認される。

##### 第十一条

(役員職務)

- ・ 会長は本連盟を代表し統括する。
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 理事長は各委員会を統括する。
- ・ 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 各委員会委員長は、委員会を統括する。
- ・ 各委員会副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 会計は連盟の経理を司る。
- ・ 会計監査は、連盟の会計を監査し、総会にて報告する。
- ・ 事務局長は、連盟外の連絡を執り行う。

## 第十二条

(役員任期)

- ・本連盟の役員任期は、四月一日より翌々年三月三十一日までの二年間とし、再任を妨げない。
- ・役員に欠員が生じた場合は、他の役員が前任者の残任期間代理をし、任期終了後補充を行うこととする。
- ・役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその任務を行う。

## 第十三条

(役員解任)

- ・役員が次の各号の一に該当するときは、理事会にて理事の現在数の散文の二以上の議決により会長がこれを解任することができる。
- 一、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- 二、職務上の義務違反、その他役員たるふさわしくない行為があったと認められたとき。

## 第十四条

(役員報酬)

役員は原則として無報酬とする。

## 第五章 会議

## 第十五条

(総会の招集)

- ・総会は、毎年一回会長が招集する、ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。
- ・会長は、会員現在数の三分の一以上から会議に付議すべき項目を示して総会の招集を請求されたときは、その請求があった日から十四日以内に総会を招集しなければならない。
- ・総会を招集するには、各会員に対して会議の目的たる事項及び場所を示して会議の五日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

## 第十六条

(総会の議事)

総会は、会員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。  
ただし、あらかじめ通知された事項について、委任状をもって出席者とみなす。

## 第十七条

(総会の付議事項)

総会は、この規約に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、事業報告及び事業計画
- 二、決算及び収支予算
- 三、理事会において総会に付議すべきことを決議した事項

四、 その他会長が必要と認めて付議した事項

#### 第十八条 (役員会)

役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

#### 第十九条 (理事会の開催及び招集)

- ・ 理事会は理事長が必要と認めたとときこれを開催する。
- ・ 理事会の招集については、各理事に対して会議の目的たる事項及び場所を示して会議の五日前までに到着するように、文書を持って通知しなければならぬ。
- ・ 理事会の議長は、理事長とする。

#### 第二十条 (理事会の議事)

- ・ 理事会は理事現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。
- ・ ただし、あらかじめ通知された事項について、委任状をもって出席者とみなす。

・ 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第二十一条 (理事会の付議事項)

- ・ 理事会は、この規約に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
  - 一、 総会に提出すべき事案
  - 二、 規約変更に関する議決
  - 三、 総会において理事会に委任された事項
  - 四、 その他、連盟運営に関して、理事長が必要と認めた事項
- ・ 常任理事会は、理事会の代わりに常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その議決事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

### 第六章 資金及び会計

#### 第二十二条 (資金)

本連盟の資金は、次の各号にあげるものにより構成する。

- 一、 加盟費
- 二、 事業に伴う収入
- 三、 資金から生ずる果実
- 四、 寄付金品
- 五、 その他の収入

#### 第二十三条 (収入予算・収支決算等)

- ・ 本連盟の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。
- ・ 前項の収入支出決算については、会計監査の監査を得なければならない。

## 第二十四条

(余剰金の処分)

収支決算の結果、年度末において余剰金が生じたときは、総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第二十五条

(事業年度)

本連盟の事業年度は、毎年四月一日から始まり、翌三月三十一日に終わる。

## 第七章 補則

### 第二十六条

(細則)

この規約の執行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

本規約は、平成五年三月八日に改正、平成五年四月一日より実施される。

本規約は、平成六年八月八日に改正、平成六年八月八日より実施される。

本規約は、平成九年三月十三日に改正、平成九年三月三十一日より実施される。

本規約は平成二十一年五月十九日に改正、平成二十一年五月二十日より実施される。

## 足立区バスケットボール連盟 慶弔規定（内規）

- 一、 区内で活動のチームが都大会（関東大会）若しくはそれに該当する大会で、優勝又はそれに準ずる成績を収めて関東大会（全国大会）又はそれに準ずる大会に出場する場合は、連盟より祝金壱万円を贈る。
- 二、 区内で活動のチームが全国大会若しくはそれに該当する大会で、優勝・準優勝・第三位に入賞の場合は連盟より祝金壱万円を贈る。
- 三、 連盟役員が結婚の場合は、祝金壱万円を贈る。
- 四、 傷病により入院七日以上、又は自宅療養十四日以上の場合は、見舞金五千円を贈る。
- 五、 連盟役員の住居が罹災の場合は、次の通り見舞金を贈る。
  - ※ただし、天災による大震災は除く。
  - ・住居の全焼、全壊、並びにこれと同程度の場合は、見舞金参万円を贈る。
  - ・住居の半焼、半壊、床下浸水並びにこれと同程度の場合は、見舞金貳万円を贈る。
  - ・住居の一部焼失、一部破損、床下浸水並びにこれと同程度の場合は、見舞金壱万円を贈る。
- 六、 連盟役員（顧問・参与・相談役を含む）が死亡の時は、香華料参万円と生花又は花輪を会長名で贈る。
- 七、 連盟役員の同居の被扶養者及び父母が死亡の時は、香華料壱万円と生花又は花輪を会長名で贈る。
  - ※同居の義父母の場合も同様とする。
- 八、 友好団体関係者が前項六・七に該当する時はそれぞれ香華料壱万円と五千円を贈る。
- 九、 その他については、会長又は理事長の決定により執り行い、次の理事会にて報告し承認を得ることとする。

この規定（内規）は、平成八年一月九日に制定し、平成八年一月九日より実施する。